

○ 特定任意講習の運用について（通達）

（令和 8 年 3 月 27 日付け香運免第 108 号）

特定任意講習については、「任意運転者講習実施要領の制定について（通達）」（令和 3 年 3 月 30 日付け香運免第 164 号）により運用されているところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり定め、令和 8 年 3 月 27 日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

## 別添

### 特定任意講習の運用について

#### 第1 基本的留意事項

##### 1 講習対象者

地域、職域、生活環境、出身国等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者を、都道府県の実情に応じて対象とすること。

##### 2 講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

##### 3 講習施設

講習は、運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うこと。

##### 4 講習用教材

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第2号に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする特定任意講習にふさわしい教本、都道府県の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

なお、講習規則第2条第1項第4号に規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導」に用いる検査用紙も必要数整備すること。

##### 5 講習の委託

講習を委託する場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に定める基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

##### 6 予算措置

講習に使用する施設、教材等の整備に必要な予算措置について特段の配慮をすること。

#### 第2 講習実施上の留意事項

##### 1 学級編成

### (1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、講習施設に応じた収容可能人数を超えないこと。

### (2) 講習指導員の配置

原則として、1 学級につき講習指導員 1 人、補助者 1 人を配置すること。

## 2 講習実施方法

講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細かな内容の講習となるよう留意すること。

## 3 講習指導案

講習は、別表「特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、それぞれの都道府県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的效果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

## 4 受講期間

特定任意講習は、随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となるのは、下記の者に限られることから注意すること。

(1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

## 5 講習の申請手続

### (1) 開催の申請

特定任意講習の開催の申請は、講習希望日の1ヶ月前までに特定任意講習申出書（別記様式第1号）に特定任意講習受講者名簿（別記様式第2号）を添えて、講習希望施設の所在地を管轄する署長又は運転免許課長を經由して、香川県公安委員会に行うこと。

### (2) 受講申請

講習受講の申請に当たっては、講習受講申請書（別記様式第3号）を提出させることとし、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めること。

### (3) 修了証明書の発行

講習終了時に特定任意講習終了証明書（別記様式第4号）を発行すること。

## 6 その他

交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。

(別表及び別記様式省略)